

(参考2)

(1)

I

(発表を義務付けられている法案)

欧州統計委員会会議規定 No.448/98

1998年2月16日

欧州国内域内経済計算体系 (ESA) において間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) の配分に関する EC 規定 No.2223/96 の完成・修正版

欧州連合委員会は、

欧州共同体を設立する条約、特に第 213 条を鑑み、

欧州統計委員会が提出した規定案を鑑み、

欧州議会の見解を鑑み、

欧州金融機関の見解を鑑み、

欧州共同体における欧州国内域内経済計算体系に関する 1996 年 6 月 25 日の欧州委員会規定 No.2223 には、加盟国間の計測結果を比較可能とするために、各加盟国の国民経済計算の体系が欧州共同体の統計要件を満たして作成されるための、共通基準、定義、分類、家計規則に関するレンズ・フレームワークが盛り込まれていたこと、

EC 規則 No.2223/96 第 2(3)条において、間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) の配分に関する決定を 1997 年 12 月 31 日までに行なうと定められていること、

FISIM の配分という問題を解決することにより、ESA の方法が大きく改善され、加盟国間の国民総生産 (GDP) をより正確に比較することができるようになること、

本規定の目的は、FISIM の配分の原則およびその実施のための詳細規則を導入すること、

FISIM の配分およびその実施のための詳細規則の効果は、試行期間中、本規定付録Ⅲに定める試行方法に従い各加盟国により実施された計測により評価されなければならない、またかかる試行期間は、現在のゼロ配分に比べ、経済活動を正確に計

測するために信頼性の高い結果を出すことができるかどうかを確認するために十分な期間とすべきこと、

試行期間中に実施された計測にもとづき、委員会は、データのクオリティに関する評価報告書、特に、他の試行方法とくらべた場合のデータの利用可能性および安定性と感受性に関する量的および質的分析にもとづく評価報告書を提出することが必要であること、

得られた結果の信頼性が高いという評価が下った場合には、委員会は、これを FISEM 配分の方法として最も適切であると判断することが必要であること、

試行された方法が、現在のゼロ配分に比べ、経済活動の正確な計測のための信頼性の高い結果を残さない場合でも、委員会は理事会に対し、EC 規則 no.2223/96 の修正案を提出することが必要であること、

EC 予算および EC リソースのために利用される GNP 設定のために FISIM を配分するという決定は、委員会からの提案を受けて、理事会が満場一致で採択することが必要であること、

得られた結果が従来のゼロ配分より信頼性が高いと判断された場合、その他の EC 政策目的の FISIM の配分に関しては、委員会が FISIM 配分の方法として決定するまで実施しないことが適用されること、

補助 (subsidiarity) の原則に関しては、本規定の目的是、各加盟国レベルよりも EC レベルの方が達成が容易であると考えられる。これは、EC レ

ベルで FISIM の計測および配分のための統計方法の調整を行なえるのは委員会のみであるからである。しかし、適切な計測と配分および配分方法の採用を監視するために必要なインフラは、各加盟国に委ねなければならないこと、また、この理由により、各加盟国の管轄官庁が利用可能なすべてのデータにアクセス可能であることを定める必要があること、

89/382/EEC、Euratom 決定により設立された EC 統計プログラム委員会および 91/115/EEC 決定により設立された金融、財務、国際収支統計に関する委員会それぞれと、上記決定第 3 条に従い、協議を行なったこと、

以上により、本規定を採択した。

第 1 条 目的

1. 本規定の目的は、EC 規則 No.2223/96 の付録 A 付録 I に定める間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) を、信頼性の高い方法を用いて配分するという原則を導入することである。
2. この目的のために、EC 規則 No.2223/96 の付録 A 付録 I および II は、本規定の付録 I および II に従い修正される。

第 2 条 方法

1. 加盟国は、第 4 条に定める試行期間中、本規定付録 III に定める方法に従い計測を実施しなければならない。
2. これらの計測結果の評価にもとづき、FISIM 配分のための方法に関する決定を第 5 条に従い行なわなければならない。

第 3 条 手段

1. 加盟国は、これらの計測を実施するために必要なデータや予測値が、第 2(1)条に言う計測を管轄する国内当局にあらかじめ準備されているよう徹底しなければならない。

2. 国内当局は、計測に必要と判断する補助データの収集に責任を負うものとする。

第 4 条

試行期間中の計測結果の提出

加盟国は、以下のスケジュールに従い、第 2(1)条に言う計測結果を委員会に提出しなければならない。

暦年の 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年の計測結果を、1999 年 11 月 1 日までに提出する。

暦年の 1999 年の計測結果および 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年の修正後データを 2000 年 11 月 1 日までに提出する。

暦年の 2000 年の計測結果および 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年、1999 年の修正後データを 2001 年 11 月 1 日までに提出する。

2001 年の第 1 回予測値および 1995 年、1996 年、1997 年、1998 年、1999 年、2000 年の修正後データを 2002 年 4 月 30 日までに提出する。

第 5 条

計測結果の評価

1. 第 4 条に言う計測結果に基づき、委員会は、統計プログラム委員会と協議後、2000 年 12 月 31 日までに中間報告を、2002 年 7 月 1 日までに最終報告を、欧州議会および理事会に提出する。これらの報告書には、付録 III に定める FISIM の配分および計測のための試行方法に関する質的、量的分析を盛り込むものとする。
2. 付属資料 III に定める試行方法を明らかにし改善するための対策を含め、本規定適用に必要な対策を、第 7 条の手続きに従い、委員会が採択する。
3. 試行期間中の計測結果の信頼性に関する最終評価報告書で信頼性ありと判断された方法は、2002 年 12 月 31 日までに、委員会は、金融、財務、国際収支統計委員会と協議し、また第

7条の手続きに従い、FISIM 配分に用いる方法を採択する。

4. 上記 1.に言う最終評価報告の中で委員会が、FISIM 配分のために試行された方法のいずれも、現在のゼロ配分に比べ、経済活動を正確に計測するためにより信頼性が高いと判断されなかった場合には、委員会は、必要に応じ、EC 規則 No.2223/96 の修正案を理事会に提出する。

第 6 条 委員会への送達

2003 年 1 月 1 日から、加盟国は、EC 規則 No.2223/96 第 3 条に定める表の一部として、本規定に従い実施された計測結果を委員会に送達しなければならない。

第 7 条 手続き

1. 委員会は、統計プログラム委員会の協力を受けるものとし、以後、同委員会をコミッティーと呼ぶ。
2. 委員会の代表は、コミッティーに対し、今後の対策のドラフトを提出する。コミッティーは、その問題の緊急性に応じ委員長が定める期限内に、かかるドラフトに対するコミッティーの意見を発表する。

コミッティーとしての意見は、委員会からの提案に関する採択を理事会が義務付けている場合に、EC 設立の条約第 148(2)条に定める多数決により決定される。コミッティー内の

加盟国代表の票は、同条に定める方法で加重される。委員長は投票権をもたない。

- 3.(a)委員会は、コミッティーの意見を支持する場合には、その対策を採択する。

(b)対策についてコミッティーの支持が得られない場合、あるいはいかなる意見も発表されない場合には、委員会は、期限内に、理事会に対し、今後の対策についての提案を提出する。理事会は、定められた多数をもって対応する。

3 ヶ月間に理事会が対応措置をとらなかった場合には、提案された対策は委員会により採択される。

第 8 条 適用制約

本規定の適用制約により、

1. EC の予算およびそのリソース目的で利用する GNP を決定するための FISIM 配分の決定は、委員会からの提案にもとづき、理事会が満場一致をもって採択するものとする。
2. 第 5(3)条に従い、FISIM の配分方法を委員会が採択するまでは、予算およびリソース目的以外の EC 政策目的での FISIM の配分は行なわないものとする。

第 9 条 最終条項

本規定は、EC 官報に発表された日付をもって発効する。

本規定は、すべての加盟国に対し絶対的な拘束力をもち、直接適用可能である。
ブリュッセル、1998 年 2 月 16 日

理事会総裁
G.BROWN

付録 I

EC 規則 No.2223/96 付録 A および付録 I の修正

第 1 章

1.13 第 5 パラグラフ(d)

“ESA はまた多くの特別な慣行を含む、すなわち、”の後の以下の部分を削除し、“間接的に計測される金融サービスの利用を、名目部門もしくは名目業種の中間消費として記録すること”

以下に代える。

“間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) の利用を利用者である産業部門/業種別に配分すること”

1.25 第 2 パラグラフ

“概念の中のいくつかの大きな違いは次のとおりである”という文で始まる項目リストの後に以下を付け加える。

“(i)間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) の利用は、現在、名目的な部門（業種）ではなく、利用者である部門/業種別に配分されている。その結果、FISIM の利用を中間消費として記録する慣行は廃止され、最終消費および輸出として記録される。このことから、FISIM の輸入も発生しうるといえる。”

第 3 章

3.63

最初から、第 4 パラグラム末の以下の部分までをすべて削除し、

“....料金、手数料にもとづき評価される”

以下に代える。

“J.金融仲介サービス（ここには、保険および年金基金を含む）

金融仲介サービス（保険および年金基金を除く）は、以下により構成される。

(a) 金融仲介機関が直接にその顧客に請求し、請求料金および手数料金額によって評価される金融仲介サービス

金融仲介機関は、提供する仲介サービスに対して明示的に料金を請求することができる。
かかるサービスの産出価額は、課せられた料金および手数料によって評価される。

(b) 間接的に料金が課され間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM)

金融仲介業は、明示的に料金や手数料を課さないサービスを提供している。金融仲介機関は、そのような機関に貨幣を貸す人々には他の場合よりも低い利子率を支払い、それから貨幣を借りる人々にはより高い利子率を課す。

結果的に、FISIM の産出は、その利子率を金融仲介機関がコントロールすることのできる貸付や預金という金融仲介サービスを営むことにより発生している。

S122（その他の金融機関）および S123（保険と年金基金を除くその他の金融機関）の産出は、投資資金を除き、現実の支払利子率および受取利子率と“参照”利子率の差にもとづいて評価される。金融仲介機関が資金を貸す人々の場合は、居住者および非居住者ともに、産出は、ローンに対する実際の利子と、参照利子率が適用されたと考えた場合に支払う金額の差として計測される。金融仲介機関が資金を借りる人々の場合は、居住者および非居住者ともに、参照利子率が適用された場合に受け取る現実の利子と、参照利子率が適用されたと考えた場合の受取利子の差として計測される。